

四国銀行教育カードローン

令和 6 年 4 月 1 日現在

○ご利用 いただける方	(1) お申込時の年齢が満 20 歳以上 60 歳以下の方 (2) お取引店のお近くにお住まい、またはお勤めの方 (3) 安定かつ継続した収入が見込まれる方 (4) 保証会社(四国保証サービス株式会社、株式会社オリエントコーポレーション)の保証が受けられる方
○お使いみち	ご子弟の就学にかかる費用(ただし、ご利用の都度の資金使途確認資料は不要です)
○ご利用限度額	限度額 50 万円、100 万円、150 万円、200 万円、250 万円、300 万円、400 万円、500 万円の 8 コース * 150 万円以上のご利用限度額のお申込の場合は、勤続年数 2 年以上かつ申込金額は年収の 50% までとさせていただきます。
○お取引期間	1 年(契約成立日から 1 年後の応当日の属する月の月末)とし、1 年ごとの審査のうえ自動更新となります。 ただし、以下の場合は新たなお借入は中止とし、以降は返済のみとします。 (1) ご子弟の卒業予定年月の月末日の翌日を迎えた場合。 ※ご子弟の卒業予定年月の月末日に貸越残高を確定させ、翌月の約定返済日より元利金を確定残高によって毎月定額返済いただきます。 (2) 保証会社から新規のお取引を停止するよう通知があった場合 (3) ご子弟が卒業予定年月以前に中退等により在学していないことが判明した場合。
○ご融資利率	年利 4.9%の変動金利(保証料を含みます) ※上記金利は2021年10月1日現在のものです。ご融資利率は当初お借入利率であり、貸越利率は銀行の基準金利(当行の定める短期プライムレート)を基準として、基準金利の変更に伴って変動します。また、変更後の貸越利率の適用日は基準金利の変更日の2週間後の応当日以降最初に到来する利息支払日とします。 ※当行で教育ローン、住宅ローン、教育積立(エール)をご利用のお客さまは、各0.5%(最大1%)契約時に金利を引下げします。また、ご子弟が地元で就職した場合、卒業後に金利を0.5%引下げします(地元割り*) * ご子弟が「四国島内での就労」または「出身都府県での就労(出身都府県に本社を置く事業者等で就労も含む)」をする場合、卒業予定年月の月末日以降かつお申込いただいてから最初に到来する約定返済日より金利を0.5%引下げします。 ※金融情勢等の変動により、利率は変更することがあります。
○お利息の計算方法 とお支払	(1) 貸越金の利息(保証料を含む)は、付利単位を100 円とし、毎月 5 日(銀行休業日は翌営業日)に銀行所定の利率および方法により計算します。 (2) 貸越利率は、銀行の基準金利(短期プライムレート)を基準として、基準金利の変更に伴って、引き上げまたは引き下げすることができるものとします。また、変更後の貸越利率の適用日は基準金利の変更日の2週間後の応当日以降最初に到来する利息支払日とします。 (3) 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14.6%(年 365 日の日割計算)とします。 (4) ご子弟の卒業予定年月の約定返済日までは、ご利用残高に応じ、当座貸越残高の利息分を約定返済日(毎月 5 日、銀行休業日の場合は翌営業日)にお支払いいただきます。 * なお、毎月の利息のお支払いを遅延された場合は、遅延分をご返済いただくまで新たなお借入はできません。
○元金のご返済方法	ご子弟の卒業予定年月の翌月の約定返済日以降は、約定返済日(毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日))にご子弟の卒業予定年月の月末日の当座貸越残高に応じ、下記に定める金額を毎月定額返済するものとします。

	ご子弟の卒業予定年月の月末日の貸越残高	毎月約定返済額（元利金、定額）
	50万円以下	10,000円
	50万円超150万円以下	20,000円
	150万円超200万円以下	30,000円
	200万円超300万円以下	40,000円
	300万円超400万円以下	60,000円
	400万円超500万円以下	70,000円

※新規のお取引が停止となった際に残高が残っている場合は、上表の停止時の残高に対応した定額でのご返済となります。

○任意のご返済	(1) 毎月のご返済のほかに、〈四銀〉のATMで任意のご返済もできます。 (2) 貸越残高全額をご返済された場合であっても、次回のご返済日にお利息が貸越残高として組み入れられることがあります。						
○担保・保証人	保証会社の保証をご利用いただきますので、原則として必要ありません。						
○お申し込み時に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・合格通知、入学案内、学生証などご子弟が入学、在学することが分かる書類 ・運転免許証またはパスポート等のご本人様を証明する書類 ・お届けのご印鑑（返済用普通預金口座のお届け印） ・お申込み限度額が 150 万円以上の場合は、下記年収確認資料および健康保険証など勤続年数の分かる書類 <table border="1"> <tr> <td>給与所得者</td> <td>源泉徴収票または市町村発行の収入証明書、住民税決定通知書等の公的証明書の写し</td> </tr> <tr> <td>法人代表者</td> <td>市町村発行の収入証明書または住民税決定通知書等の公的証明書、および決算書2期分の写し</td> </tr> <tr> <td>個人事業主</td> <td>「納税証明書（その2）」または税務署受領印のある確定申告書の写し</td> </tr> </table>	給与所得者	源泉徴収票または市町村発行の収入証明書、住民税決定通知書等の公的証明書の写し	法人代表者	市町村発行の収入証明書または住民税決定通知書等の公的証明書、および決算書2期分の写し	個人事業主	「納税証明書（その2）」または税務署受領印のある確定申告書の写し
給与所得者	源泉徴収票または市町村発行の収入証明書、住民税決定通知書等の公的証明書の写し						
法人代表者	市町村発行の収入証明書または住民税決定通知書等の公的証明書、および決算書2期分の写し						
個人事業主	「納税証明書（その2）」または税務署受領印のある確定申告書の写し						
○通帳・カードの発行	専用のローンカードを発行します。（通帳は発行しません）						
○お届け印	本商品の銀行お届け印は、返済用普通預金口座のお届け印とします。						
○遅延損害金	ご返済を遅延された場合の損害金は年 14.6%とします。						
○個人情報情報機関の利用	<p>(1) このローンに関して、当行および保証会社は、取引上の判断を行うため、個人情報情報機関を利用します。</p> <p>(2) お借入れの内容（借入日、借入残高など）は、当行または保証会社が加盟している個人情報情報機関に登録されます。</p> <p>(3) 個人情報情報機関の会員がこの情報を利用することがあります。</p>						
○申込方法	店頭、インターネット						
○フリーダイヤル	電話番号：0120-045-989 営業時間：平日 9:00～17:00 ※年末年始は除きます。						
○諸費用	ローン専用口座紛失時等の再発行手数料は 1,100 円（税込み）です。 ATM でのお借入・返済時には所定の手数料が必要です。						
○当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772						